

グループホーム補助金の見直しについて

1. グループホーム補助金の経過

(1) 市の施設借上費補助制度について

- ・平成10年度、箕面市独自制度として、市内公営住宅GHと民間住宅GHとの家賃差の解消を目的に制度を開始。
 - ・平成30年度、市内GHが全て民間住宅GHとなり制度当初の補助目的は解消したが、これまで補助を受けていた市内4事業者のGHについて補助を継続している。
- ※令和6年3月時点 補助対象のGH利用者 66人(GH利用者総数201人の33%)

(2) 施設借上費補助見直しの経過

<令和元年度>

- ・見直し内容を決定
 - ◆施設借上費補助は令和2年度末までとし令和3年度から3年の経過措置とした(大家への賃料差額助成と利用者個人への激変緩和措置)
 - ◆令和6年度以降、新たな整備促進策(スプリンクラー設備整備補助等)を制定することとした

<令和2年度>

- ・見直し延期決定(令和3年度は現行継続し、令和3年度に令和4年度以降の内容を検討)
- ・GH利用者アンケートを実施
- ・GH事業所アンケート(家賃額等に関する調査)、意見交換を実施
- ・GH事業所との意見交換を実施

<令和3年度>

- ・GH利用者及び事業所アンケートの結果報告・意見交換を実施
- ・見直し延期決定(令和4年度は現行継続し、令和4年度に令和5年度以降の内容を検討)
- ・GH事業所アンケート(高齢化・重度化対応に関する調査)、意見交換を実施

<令和4年度>

- ・見直し延期決定(令和5年度は現行継続)
- ・障害者団体へ施設借上費補助金の廃止に係る経過措置案を提示

<令和5年度>

- ・見直し延期決定(令和6年度は現行継続)

(3) これまでの意見交換で出たご意見に対する市の考え

ご意見	市の考え
重度障害者は就労収入が得られず生活が厳しい。年金で生活できるようにしてほしい。	・収入が特に低いのは、重度障害者に限らず、無年金のかたや障害年金2級で就労されていないかた。障害年金の範囲で生活できるよう、GH入居者だけ家賃補助を行うのは、単身生活者との間で不公平となる。
車椅子利用の重度身体障害者は広い部屋が必要で、家賃が高くなる。	・市内GHは新しい物件は家賃が高いが、重度身体障害を理由に広くて家賃が高いとは限らないため、重度身体障害者のみを対象に限定することは難しい。
GH利用者全員に家賃補助してほしい。	・市補助対象外でも、市民税非課税の場合、月1万円の国の家賃補助が出ている。 ・GH利用者は毎年増加しており、新たにGH利用者全てに市補助を拡充することは財政的に難しい状況。 (参考)令和6年12月末時点GH利用者総数213人

2. 見直し内容(案)

- 令和7年度中は現行制度を継続。
- 令和8年度から以下のとおり制度を見直す。

(1) 施設借上費補助についての案

・補助対象GHに対し長期的に補助額を減額していく経過措置を令和8年度から開始
(現行と同じく法人に対する補助として実施)

⇒別紙①「施設借上費補助見直し(案)」参照

※見直しと併せて、GH利用者の家賃負担軽減がされるよう、国の家賃補助を全国一律1万円から、地域区分に応じた金額に拡充されるよう国府に対して継続的に要望を行う。

(2) 施設整備費補助についての案

・令和8年度から見直し後の内容で制度開始

・高齢化、重度化に対応できるGH整備促進のためスプリンクラー整備補助などを拡充
(毎年2~3か所の高齢化、重度化に対応できるGHの整備を想定)

⇒別紙②「施設整備費補助見直し(案)」参照